

**第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会
奈良県準備委員会専門委員会規程**

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会奈良県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会奈良県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

- この規程は、令和 3 年 1 1 月 2 4 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 1 月 6 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 8 月 3 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。
- この規程は、令和 7 年 8 月 5 日から施行する。
- この規程は、令和 8 年 8 月 1 7 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 総合開・閉会式の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 5 競技施設等の整備計画に関すること。 6 情報通信施設の整備計画に関すること。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の計画策定に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。
広報・県民運動	1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。	1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他広報及び県民運動に係る事項に関すること。
宿泊・衛生	1 宿泊及び衛生の基本的事項に関すること。 2 その他宿泊及び衛生に係る重要な事項に関すること。	1 宿泊業務に関すること。 2 食事等に関すること。 3 食品衛生及び環境衛生に関すること。 4 その他宿泊及び衛生に関すること。

医療救護	1 医療救護の基本的事項に関する こと。 2 その他医療救護に係る重要な 事項に関すること。	1 医療救護及び防疫に関するこ と。 2 その他医療救護に関するこ と。
輸送・交通	1 輸送及び交通の基本的事項 に関すること。 2 その他輸送・交通に係る重要 な事項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関するこ と。 3 競技会場地の輸送に関するこ と。 4 その他輸送・交通に関するこ と。
式典	1 式典の基本的事項に関する こと。 2 その他式典に係る重要な事 項に関すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に 関すること。 2 式典の演出に関すること。 3 その他式典に関すること。

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。